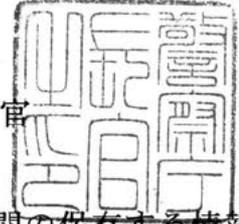


行政文書開示決定通知書

様

警察庁長官



令和2年3月27日付けで受理した行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第9条第1項に基づき、下記のとおり開示することとしたので通知します。

記

1 開示する行政文書の名称

新旧対照方式を用いた改正方式による国家公安委員会規則等の一部改正（電子を含む）
（平成28年度）

- (1) 平成27年10月8日定例委員会の開催状況
- (2) 「新旧対照表」による法令改正について（平成27年12月内閣官房行政改革推進本部事務局・内閣官房内閣総務官室）
- (3) 平成27年12月17日定例委員会の開催状況
- (4) 新旧対照表を用いた国家公安委員会規則の一部改正の改正文について（平成28年1月警察庁総務課）
- (5) 平成15年当時の参考資料
- (6) 警察庁による新旧対照表方式による規則改正について（平成28年2月）
- (7) 平成28年3月17日国家公安委員会関連資料
- (8) 新旧対照表の方式による府省令等の改正について（平成28年3月25日閣僚懇談会行政改革担当大臣発言要旨）
- (9) 平成28年3月25日国家公安委員会委員長記者会見要旨
- (10) 新旧対照表の方式による府省令等の改正について（平成28年3月25日付け内閣官房行政改革推進本部事務局）
- (11) 平成27年改正道路交通法の施行に伴う標識標示令の一部改正について（平成28年4月7日警察庁交通規制課）
- (12) 内閣府本府における府令等の改正方式について（平成28年5月12日付け内閣府大臣官房総務課事務連絡）
- (13) 新旧方式による国家公安委員会規則の一部改正案の作成について（通達）
- (14) 警察庁訓令の一部改正方式の変更について（通知）
- (15) 新旧対照表方式による府省令等の改正の状況について（照会）（平成29年1月24日付け）
- (16) 新旧対照表方式による法令等の改正について（照会）（平成29年2月23日付け）

2 不開示とした部分とその理由

(1) 警察職員の氏名

慣行として公にされていない警察職員の氏名は、特定の個人を識別することができる情報であるとともに、当該職員等に危害が加えられるおそれがあるなど、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、法第5条第1号及び第4号に該当するため不開示とした。

(2) 警察電話の内線番号並びに内閣官房等の非公表の電話番号及び職員個人等のメールアドレス

警察電話の内線番号並びに内閣官房等の非公表の電話番号及び職員個人等のメールアドレスは、公にすることにより、行政機関等との連絡に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号に該当するため不開示とした。

* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、警察庁長官に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

3 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等

* 同封の説明事項をお読みください。

行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の算定基準	行政文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額	実際にお支払いいただく開示実施手数料(*)
A 4判文書 338枚	①閲覧	100枚までごとにつき100円	400円	100円
	②複写機により用紙にモノクロで複写したものの交付	用紙1枚につき10円	3380円	3080円
	③スキャナにより読み取ってできた電子データをCD-Rに複写したものの交付(PDFファイル)	CD-R1枚につき100円に、当該文書1枚ごとに10円を加えた額(CD-R1枚)	3480円	3180円

* 実際にお支払いいただく開示実施手数料は、選択された開示の実施の方法に応じて、定められた算定方法に従って基本額（複数の実施の方法を選択した場合はそれぞれの合算額）を計算し、その額が300円までは無料、300円を超える場合は当該額から300円を差し引いた額となります。

(2) 開示の実施の申出

開示の実施を受けるためには、法第14条第2項等の規定により、本通知を受け取った日から30日以内に、同封した「行政文書の開示の実施方法等申出書」を下記連絡先までご提出下さい。（「行政文書の開示の実施方法等申出書」の記載方法等については、同封の説明事項等をご参照下さい。）

(3) 事務所における開示を実施することができる日時、場所

日時：6月11日から7月16日まで（行政機関の休日を除く。）9:30～12:00及び13:00～17:00

場所：千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館 警察庁情報公開室

(4) 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付費用（見込み額）

日数：開示の実施の方法に係る申請書の提出があった日から1週間後までに発送予定

送付費用：重さ約1.4kgであり、通常郵便物（定形外）にする場合には2kgまで1040円（3(1)②の場合）

重さ約75gであり、通常郵便物（定形外）にする場合には100gまで140円（3(1)③の場合）

4 連絡先

- ・住所 〒100-8974 東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館
- ・担当係 警察庁長官官房総務課情報公開・個人情報保護室
- ・担当者名 谷口
- ・電話番号 03(3581)0141 内線2188
- ・FAX 03(3581)6840
- ・E-mail koukai@npa.go.jp

行政文書の開示の実施方法等申出書

警察 庁 長 官 殿

氏名又は名称

住所又は居所

〒

連絡先電話番号 ()

行政機関の保有する情報の公開に関する法律第14条第2項に基づき、下記のとおり申出をします。

記

1 行政文書開示決定通知書の番号等

- *日 付 令和2年6月4日
- *文書番号 令2警察庁甲情公発第40-4号

2 求める開示の実施の方法

下表から実施の方法を選択し、該当するものに○印を付してください。

行政文書の名称	種類・量	実施の方法	
行政文書開示決定通知書 (令2警察庁甲情公発第40-4号)の「1開示する行政文書の名称」のとおり	A4判文書 338枚	1 閲覧	①全部 ②一部 ()
		2 複写機により用紙にモノクロで複写したものの交付	①全部 ②一部 ()
		3 スキャナにより読み取ってできた電子データをCD-Rに複写したものの交付(PDFファイル)	①全部 ②一部 ()

3 開示の実施を希望する日 令和 年 月 日

4 「写しの送付」の希望の有無 有 無 : 同封する郵便切手等の額 円

※ 郵便切手等とは、郵便切手又は情報公開法施行令第13条第4項の規定に基づき総務大臣が定めるこれに類する証票をいいます。

開示実施手数料 _____ 円	ここに収入印紙をはってください。
------------------------	------------------

* 連絡先

- ・住所 〒100-8974 東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館
- ・担当係 警察庁長官官房総務課情報公開・個人情報保護室
- ・担当者名 谷口
- ・電話番号 03(3581)0141 内線2188
- ・FAX 03(3581)6840
- ・E-mail koukai@npa.go.jp